

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案に関する意見募集の結果について

令和 8 年 7 月 2 日
厚生労働省
年金局企業年金・個人年金課

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案について、令和 8 年 4 月 28 日（火）から同年 5 月 28 日（木）まで御意見を募集したところ、2 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	1. 「様式改正」に見せて、実質的な制度影響が説明されていない 資料上は、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の様式第 7 号を改正する内容です。理由として、企業型 DC の加入者掛金が事業主掛金を超えてはならないという制限の撤廃、国民年金基金や確定拠出年金制度の拠出限度額引き上げ、簡易企業型年金の廃止に伴う様式整備が挙げられています。 しかし、資料は 1 ページで、加入者本人の負担増、企業側の説明責任、運営管理機関の監督、手数料負担、投資リスクなどにはほとんど触れていません。制度変更の影響が大きいわりに、パブコメ資料としては説明が薄いです。	御意見として承ります。 なお、本命令案は、確定拠出年金制度の普及を図るため、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和 7 年法律第 74 号）により、確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）の一部が改正され、令和 8 年 12 月 1 日から施行されるとともに、国民年金基金令等の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 442 号）による改正後の国民年金基金令（平成 2 年政令第 304 号）等が令和 8 年 12 月 1 日から施行されるこ

	2. 加入者掛金の上限撤廃で、自己負担拡大に寄りすぎるおそれ 企業型 DC では、加入者が事業主掛金に上乗せして掛金を出す仕組みがあります。今回、その加入者掛金が事業主掛金を超えてはならないという制限が撤廃されることを踏まえ、様式を直すとされています。 これは、拠出できる人にはメリットがあります。 でも裏返すと、企業や公的年金の役割ではなく、本人がより多く自己負担して老後資産を作る方向に制度が進むとも言えます 所得に余裕がある人ほど多く拠出でき、税制メリットも受けやすい一方、低所得者や生活に余裕がない人は十分に利用できません。結果として、老後資産の格差が広がる可能性があります。 3. 公的年金の不足を、私的年金・自助努力で補わせる構造が強まる 資料では「確定拠出年金制度の普及を図るため」「年金制度の機能強化」とされていますが、実際には、公的年金の給付水準を直接引き上げるものではありません。企業型 DC や iDeCo など、個人が掛金を拠出し、運用リスクも負う制度の拡大です。	とに伴い、確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成 13 年内閣府・厚生労働省令第 6 号）について所要の規定の整備を行うものであり、本命令案において実質的な制度を改正するものではありません。
--	---	--

	公的年金額が十分でないという不安がある中で、老後対策を私的年金の拡大に寄せすぎると、資産形成できる人とできない人の差がさらに広がります。 本来は、公的年金の給付水準、保険料負担、低所得者支援も併せて検討すべきです。 4. 拠出限度額引き上げは、高所得者ほど恩恵が大きい 今回の様式改正は、国民年金基金の掛金上限や確定拠出年金制度の拠出限度額引き上げを踏まえたものです。 拠出限度額が上がると、多く拠出できる人には有利です。 ただし、そもそも毎月の生活費で精一杯の人には、上限が上がっても使いようがありません。 このため、制度全体としては、余裕のある層の資産形成支援にはなっても、老後不安が深刻な低所得者層への支援にはなりにくいです。	
2	5. 簡易企業型年金の廃止に伴う中小企業への影響が見えない 資料では、令和7年改正法により簡易企業型年金の仕組みが廃止されたため、様式中の該当表や記載を削除するとされています。 ただ、簡易企業型年金は、本来、中小企業でも導入しやすくする趣旨があった制度です。廃止により、中小企業の企業年金導入や継続にどのような影響が出るのか、代替措置は十分なのか、資料からは分かりません。	

	大企業では企業型 DC の拡充が進む一方、中小企業では制度導入・事務負担・従業員説明が難しくなれば、企業規模による老後保障格差が広がるおそれがあります。 6. 運営管理機関・金融機関側の利益拡大につながる可能性 企業型 DC や iDeCo が拡大すれば、運営管理機関、金融機関、投資信託会社、助言会社、外部コンサルティング会社などの関与も増えます。 加入者から見れば、口座管理手数料、運用商品の信託報酬、事務費、助言費用などが発生し得ます。 この命令案は「運営管理機関に関する命令」の改正ですが、加入者が負担する実質コスト、運営管理機関の利益相反、商品選定の透明性についての説明がありません。 制度拡大にあたっては、金融事業者側の利益ではなく、加入者の老後資産形成を最優先にする監督が必要です。 7. 高齢期・退職前後の加入者に対する投資リスク説明が不足 確定拠出年金は、加入者本人が運用商品を選ぶ制度です。 拠出限度額が上がり、加入者掛金の制限も緩和されると、より多くの資金が投資商品に向かう可能性があります。 しかし、退職前後や高齢期に近い加入者は、運用期間が短く、相場下落時に回復を待つ時間が限られます。	
--	---	--

	制度拡大と同時に、元本割れリスク、手数料、受取時課税、商品選定、過度な勧誘防止について、より丁寧な説明が必要です。 8. 施行までの周知期間・実務準備が十分か不明 施行日は令和 8 年 12 月 1 日、改正後の様式は同日以後に終了する企業型 DC の事業年度の報告書から適用され、同日前に終了した事業年度は従前の例による経過措置が設けられます。 ただし、企業、運営管理機関、加入者にとっては、掛金ルールや報告様式の変更、従業員説明、システム対応が必要になります。特に中小企業では、十分な周知・相談体制がないと混乱するおそれがあります。	
--	--	--